

平成28年4月27日

各 位

上場会社名 東洋テック株式会社

コード番号 9686

代表者名 代表取締役社長 田 中 卓

上場取引所 東証2部

問 合 せ 先 取締役専務執行役員

管理本部長仁田吉彦 (TEL 06-6563-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 52 期定 時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社 役員の範囲が変更され、新たに社外取締役でない業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役と の間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。

これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第26条(取締役の責任免除)及び第34条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、本議案のうち、当社現行定款第 26 条の変更に関する議案の定時株主総会への提出につきましては、 各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成28年6月21日(火)(予定) 定款変更効力発生日 平成28年6月21日(火)(予定)

以上

(取締役の責任免除)

現行定款

兄 11 疋 承

(取締役の責任免除)

第 26 条

(同左)

更

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 外取締役との間に、任務を怠ったことによる損賠賠 償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらか じめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い 額とする。

取締役会の決議によって免除することができる。

第 27 条~第 33 条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

- 第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者 を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社 外監査役との間に、任務を怠ったことによる損賠賠 償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400 万 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取 締役<u>(業務執行取締役等を除く)</u>との間に、任務を 怠ったことによる損賠賠償責任を限定する契約を締 結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらか じめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い 額とする。

第27条~第33条 (現行のとおり)

(監査役の責任免除)

第34条 (同左)

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監 査役との間に、任務を怠ったことによる損賠賠償責 任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。